

公表第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：平成28年度

部局名：上下水道部

		指摘事項等	措置状況等
意見	事務監査	<p>2 下水道事業では、財政上、投資効果の面から事業の適正さを検討することも含めて生活排水処理基本構想の見直しが進められている。他方で、国からの財政支援を受けるためには、下水道の全施設を対象として、新規整備・維持・長寿命化・更新等にわたる事業の平準化とライフサイクルコストの低減を図るため、下水道ストックマネジメント計画を新たに策定して施設の管理運営をしていくことが必要となっている。</p> <p>この計画の策定には相当の経費を要することが推計され、生活排水処理基本構想に反映させることも示されている。同計画に基づいて下水道事業が持続的に実施できるよう、中期財政計画に基づく経営管理や事業執行体制の確保などの要素を含むアセットマネジメントの概念も踏まえつつ、過不足ない事業管理計画の策定を検討されたい。</p>	<p>平成29年度から令和2年度にかけて下水道事業ストックマネジメント計画の策定に取り組む中で、施設の現状と今後の健全度の推移を把握しながら、安定的な汚水処理を行うために必要な施設の老朽化対策として更新・修繕・点検等の計画を策定したところです。</p> <p>また、令和2年度に策定した中長期的な下水道事業の経営計画である「経営戦略」においては、このストックマネジメント計画とともに、生活排水処理基本構想に基づく未普及地域の整備や災害対策としての施設の強靱化などを踏まえながら、将来にわたり安全・安心で持続可能な下水道事業を確立するための、経営の健全化と基盤強化の取組みについて検討しました。</p> <p>今後は、この「経営戦略」に基づく事業運営と「経営戦略」のPDCAを通して、経営管理や事業執行体制含むアセットマネジメントに取り組み、更なる経営の安定化を図ってまいります。</p>